

児童扶養手当受給者の方へ

児童扶養手当「現況届」の提出期限は 8月30日(金)です

お問い合わせ

役場 住民福祉課福祉係
TEL (62) 9195

8月は児童扶養手当現況届の提出月です。

役場から郵送する現況届に必要な事項を記入し、必要な書類を揃えて、必ず受給者本人が役場住民福祉課(白水庁舎)までお越しください。提出の際に、担当者が近況の聴き取りを行います。

現況届の提出が遅れると8月分以降の手当てが支給されなくなりしますのでご注意ください。

児童扶養手当の受給要件

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している父または母、または父母に代わってその児童※を養育している人(児童と同居、看護師、生計を維持している人)が受給できます。

※「児童」とは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または、政令で定

める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童

①父母が婚姻を解消した児童

②父または母が死亡した児童(ただし、遺族補償を受け

ることができるときは対象となりません。)

③父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童

④父または母の生死が明らかでない児童

⑤父または母から引き続き一年以上遺棄されている児童

⑥父または母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

手当金額は所得で決まるため、①～⑥に該当しても手当が受けられない場合があります。

受給手続き

役場住民福祉課(白水庁舎)で相談のうえ、手続きしてください。

お知らせ

児童手当の現況届を提出していない人は至急提出してください。

(提出先) 役場 住民福祉課福祉係(白水庁舎)
TEL (62) 9195

マダニに注意

〈お問い合わせ〉
県健康危機管理課
感染症・新型インフルエンザ対策班
TEL 096(333)2240

県内で2例目の重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の患者が確認されました。

SFTSとは

「日本紅斑熱」や「つつが虫病」と同様、ダニに咬まれて感染するダニ媒介性疾患です。

マダニの活動時期

春から秋にかけて活発に活動します。

感染予防対策

マダニに咬まれないようにすることが重要です。

マダニの活動時期

森林や草地などマダニが多く生息する場所に入る場合には、長

袖・長ズボン・足を完全に覆う靴などを着用し、肌の露出を少なくすること。

②屋外活動後はマダニに咬まれていないか確認すること。

③吸血中のマダニに気がついた際は、速やかに病院で処置すること。

④マダニに咬まれた後に発熱等の症状があった場合は、病院へ受診すること。

【詳しい内容】

●県保健環境科学研究所ホームページ

●厚生労働省ホームページ

お知らせ

子宮頸がん予防接種の



今年度、中学1年生になった女子の「子宮頸がん予防接種」については、村広報4月号で案内したところです。しかし今年6月、厚生労働省からの勧告で、「ワクチン接種後の持続的な痛みがワクチンとの因果関係を否定できない」とのことから、ワクチンの接種を積極的に、お勧めできないこととなりました。

なお、中学1年生から高校1年生の女子で、ワクチンの「有効性」と「リスク」を理解したうえで子宮頸がん予防ワクチンの接種を希望される場合は、予防接種をすることができますので、役場 健康推進課保健係までお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉 役場 健康推進課 保健係 TEL (62) 91800